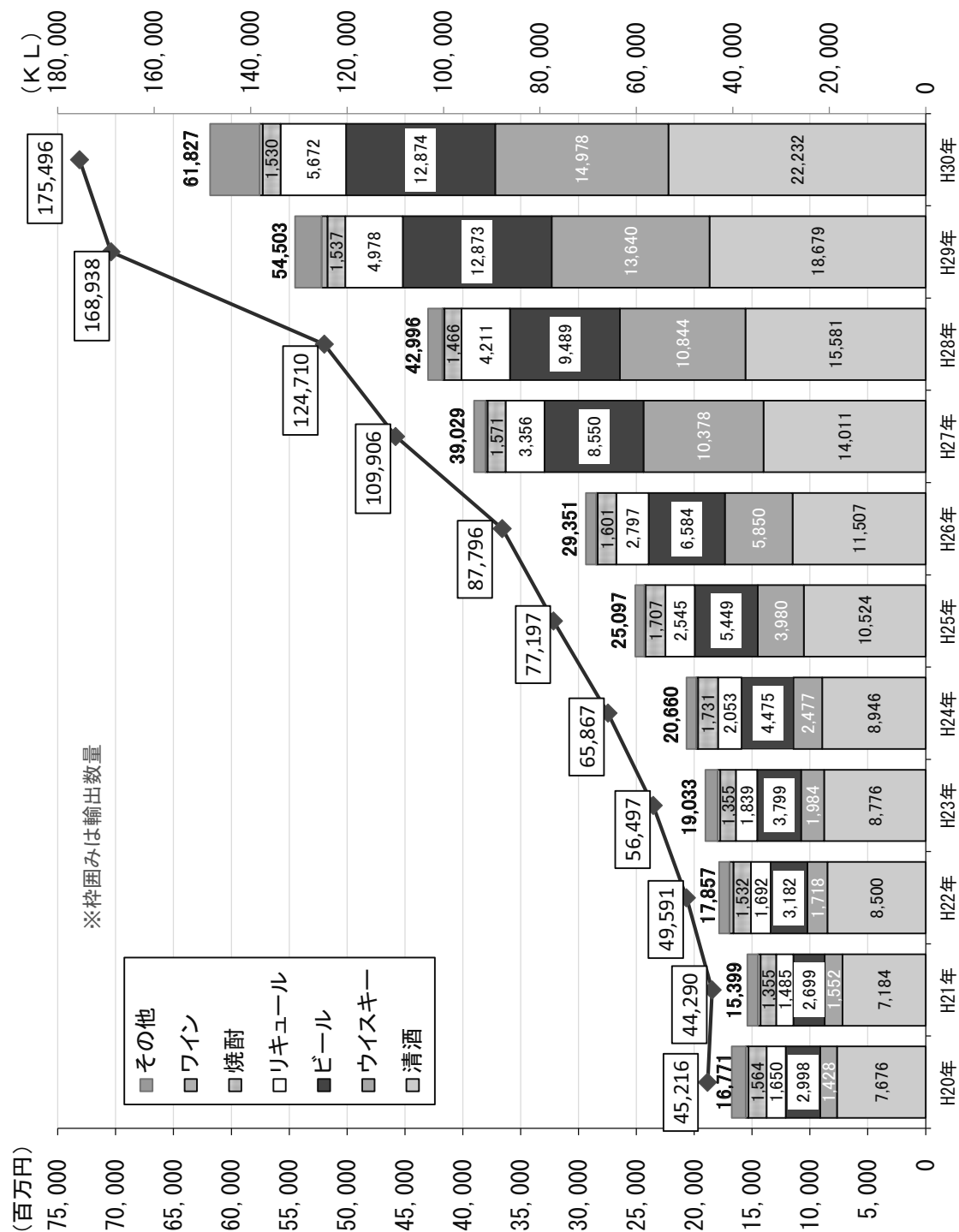


39 最近の日本産酒類の輸出動向について

○ 平成30年の輸出金額は約618億円(対前年比113.4%)となり、7年連続で過去最高を記録。



○品目別輸出金額 (単位:百万円)

品目	H30	対前年比
清酒	22,232	119.0%
ウイスキー	14,978	109.8%
ビール	12,874	100.0%
リキュール	5,672	113.9%
焼酎	1,530	99.5%
ワイン	281	55.3%
その他	4,262	186.2%
輸出金額合計	61,827	113.4%

○輸出金額上位10か国(地域)(単位:百万円)

品目	H30	対前年比
アメリカ合衆国	13,110	109.1%
大韓民国	11,066	102.9%
中華人民共和国	6,541	149.3%
台湾	5,910	111.3%
香港	5,821	121.4%
フランス	3,333	103.3%
シンガポール	3,148	113.7%
オランダ	2,479	105.6%
オーストラリア	2,407	126.7%
ベトナム	1,830	210.8%
(参考)EU	7,600	95.4%

出典:財務省貿易統計

40 各酒類の主な輸出先(平成30年)

単位:百万円

清酒				ウイスキー				ビール				焼酎				ワイン			
順位	国名	金額	前年比	順位	国名	金額	前年比	順位	国名	金額	前年比	順位	国名	金額	前年比	順位	国名	金額	前年比
1	アメリカ合衆国	6,313	104.5%	1	アメリカ合衆国	4,162	112.0%	1	大韓民国	7,879	97.9%	1	中華人民共和国	476	98.4%	1	香港	106	34.7%
2	香港	3,774	134.8%	2	フランス	2,778	101.4%	2	台湾	1,343	91.2%	2	アメリカ合衆国	394	101.3%	2	台湾	86	149.3%
3	中華人民共和国	3,587	134.8%	3	オランダ	1,481	82.3%	3	アメリカ合衆国	848	102.7%	3	タイ	107	94.3%	3	中華人民共和国	27	98.0%
4	大韓民国	2,212	118.7%	4	台湾	1,302	107.0%	4	オーストラリア	782	97.5%	4	大韓民国	85	111.8%	4	シンガポール	18	170.0%
5	台湾	1,351	142.4%	5	シンガポール	1,248	115.4%	5	シンガポール	488	109.2%	5	ベトナム	83	110.4%	5	大韓民国	8	151.9%
6	シンガポール	837	121.1%	6	中華人民共和国	1,171	274.3%	6	香港	344	93.8%	6	香港	80	109.1%	6	マカオ	7	866.2%
7	カナダ	529	108.7%	7	ベトナム	763	387.7%	7	中華人民共和国	333	160.5%	7	台湾	73	87.1%	7	英国	5	66.1%
8	オーストラリア	446	112.6%	8	オーストラリア	474	96.8%	8	ロシア	191	115.0%	8	シンガポール	60	104.5%	8	フランス	4	57.4%
9	ベトナム	440	164.8%	9	香港	302	134.3%	9	ニュージーランド	152	91.6%	9	フィリピン	40	104.5%	9	オーストラリア	4	91.4%
10	英国	324	93.1%	10	カナダ	200	167.4%	10	カナダ	140	136.9%	10	マレーシア	39	68.9%	10	アメリカ合衆国	2	100.1%
—	(参考)EU	1,334	101.8%	—	(参考)EU	4,610	82.7%	—	(参考)EU	248	154.5%	—	(参考)EU	33	95.1%	—	(参考)EU	15	62.6%
輸出合計		22,232	119.0%	輸出合計		14,978	109.8%	輸出合計		12,874	100.0%	輸出合計		1,530	99.5%	輸出合計		281	55.3%

出典:財務省貿易統計

41 主な輸出先の輸出金額(平成30年)

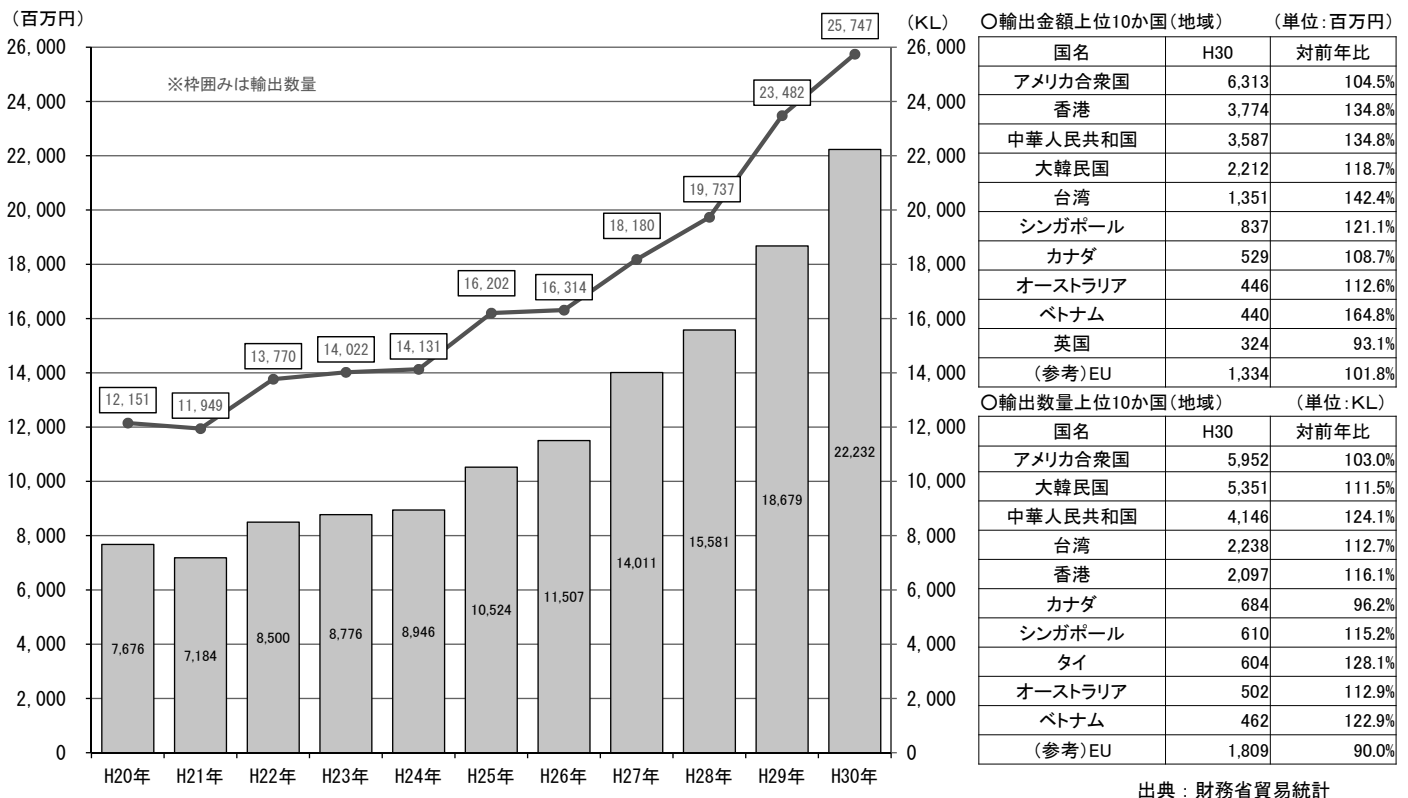
単位:百万円

順位	国・地域名	金額	対前年比	シェア	内訳						
					清酒	ウイスキー	ビール	リキュール	焼酎	ワイン	その他
1	アメリカ合衆国	13,110	109.1%	21.2%	6,313	4,162	848	859	394	2	531
2	大韓民国	11,066	102.9%	17.9%	2,212	129	7,879	177	85	8	575
3	中華人民共和国	6,541	149.3%	10.6%	3,587	1,171	333	739	476	27	208
4	台湾	5,910	111.3%	9.6%	1,351	1,302	1,343	1,336	73	86	420
5	香港	5,821	121.4%	9.4%	3,774	302	344	1,025	80	106	191
6	フランス	3,333	103.3%	5.4%	276	2,778	96	16	7	4	156
7	シンガポール	3,148	113.7%	5.1%	837	1,248	488	324	60	18	172
8	オランダ	2,479	105.6%	4.0%	161	1,481	9	26	8	1	793
9	オーストラリア	2,407	126.7%	3.9%	446	474	782	123	8	4	570
10	ベトナム	1,830	210.8%	3.0%	440	763	13	443	83	0	88
—	(参考)EU	7,600	95.4%	12.3%	1,334	4,610	248	178	33	15	1,181
輸出合計		61,827	113.4%	100.0%	22,232	14,978	12,874	5,672	1,530	281	4,262

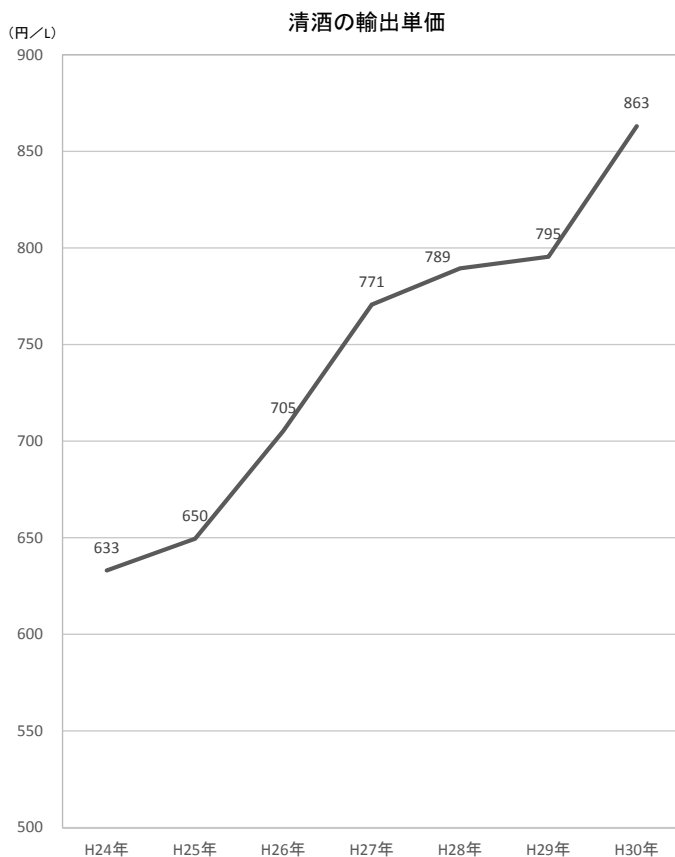
出典:財務省貿易統計

42 最近の清酒の輸出動向について

○ 平成30年の清酒の輸出金額は約222億円(対前年比119.0%)、輸出数量は約25,747kl(一升瓶換算で約1,430万本、対前年比109.6%)となり、共に9年連続で過去最高を記録。



43 清酒の輸出単価の推移



○H30上位10か国(地域)輸出金額

国名	輸出金額 (単位:百万円)	単価 (単位:円/L)
アメリカ合衆国	6,313	1,061
香港	3,774	1,800
中華人民共和国	3,587	865
大韓民国	2,212	413
台湾	1,351	604
シンガポール	837	1,372
カナダ	529	774
オーストラリア	446	889
ベトナム	440	953
英国	324	1,087

○H30上位10か国(地域)輸出単価(輸出金額上位20か国のうち)

国名	単価 (単位:円/L)	輸出金額 (単位:百万円)
マカオ	3,959	207
香港	1,800	3,774
シンガポール	1,372	837
インドネシア	1,301	84
英国	1,087	324
アメリカ合衆国	1,061	6,313
フランス	1,006	276
ベトナム	953	440
オーストラリア	889	446
中華人民共和国	865	3,587

出典：財務省貿易統計

44 日本産酒類の輸出促進に向けた国税庁の取組

1. 日本産酒類の情報発信

- リオオリンピックや伊勢志摩サミット、ジャポニスム2018等の機会に合わせ、日本産酒類PRブースを設置するなど、各国要人、プレスや業界関係者等が集まる機会を活用し、日本産酒類の情報発信を実施
- 影響力を持つ国外の酒類専門家を招聘し、酒類製造所の視察や酒類総合研究所によるレクチャー等を実施
- 駐日外交官の酒蔵ツアーを実施【日本酒造組合中央会と共催】
- 国際空港免税エリアで國酒の広告・PRを実施【日本酒造組合中央会】
- 外国人等を対象とした日本産酒類のレクチャー等を実施【酒類総合研究所等】
- 海外に日本酒の魅力をPRするためのリーフレットや、外国語による清酒のラベル表示の用語を解説した「日本酒のラベル用語事典」を作成【酒類総合研究所】

(今後の取組等)

- ・ 関係機関との連携を強化しつつ、G20をはじめとして、様々な機会に日本産酒類の情報発信を実施
- ・ 海外の酒類専門家等の日本産酒類に対する理解の促進 等



リオオリンピックでのPR



ジャポニスム2018でのPR



酒類専門家へのレクチャー



Imbibe Live商談会

2. 輸出環境整備

- 日EU・EPAによる関税即時撤廃、日本ワインの輸入規制の撤廃、地理的表示(GI)の相互保護及び単式蒸留焼酎の容器容量規制緩和等を実現
- ブランド価値向上の観点から地理的表示(GI「日本酒」等)の指定を進め、日本ワインの表示ルールも施行。活用促進を図るためのシンポジウムなども開催
- 酒類見本市である「ProWein」(ドイツ)・「Imbibe Live」(ロンドン)への出展を支援し、ビジネスマッチングの機会を提供
- 「酒蔵ツーリズム」における酒税免税制度の普及・啓発を実施
- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除

(今後の取組等)

- ・ 外国とのEPA交渉等を通じた、日本産酒類の関税や輸入規制等の撤廃要求、GI相互保護の働きかけ
- ・ 意欲ある事業者に対する、展示会や商談会等への出展支援によるビジネスマッチング機会の提供
- ・ 地理的表示の普及拡大や日本ワインの表示ルールによるブランド化の推進 等

45 フランスにおけるジャポニスム2018関連での取組

ジャポニスム2018公式オープニング

- ・平成30年7月12日にパリにて開催された「ジャポニスム2018公式オープニングイベント」において、日本産酒類プロモーションブースを設置し、招待客である政財界の要人やメディア関係者等の情報発信力の高い層に対し、日本産酒類の魅力を発信した。
- ・ブース来訪者には、日本産酒類の魅力を解説を行うとともに、フランス語による日本産酒類のPRリーフレットを配布した。

(試飲の様子)



日本ワインセミナー

- ・平成30年10月11日から13日に、ボルドーのワイン専門の博物館「La Cité du Vin」において、日本ワインを題材としたセミナー、パネルディスカッション及び試飲会を実施し、日本ワインの情報発信を行った。
- ・日本ワインの専門家である酒類総研理事長から、降水量の多い日本でのブドウ栽培方法や、日本におけるワインの産地の特色等について説明した。また、パネリストの日本ソムリエから、日本の固有品種である「甲州」の味わいの特徴についても説明した。

(会場の博物館)



日本産GI産品PRイベント（農水省と共催）

- ・平成30年12月3日、パリの星付きレストランのオーナーシェフ等を対象とし、日本産GI産品のレストランでの取扱い拡大の検討の契機とするため「Tastes of JAPAN Forum in Paris」を実施した。
- ・ウェルカムドリンクとして泡盛のカクテルを提供し、多様な楽しみ方を提案した。
- ・セミナー形式で、GI制度の概要と日EU・EPAで相互保護されることとなったGI産品を紹介するとともに、日本酒、焼酎、泡盛について、ワインの製造方法との違いや味わい・香りの特徴を説明した。
- ・試食・試飲会として、現地三ツ星シェフらが試作した日本産GI食品を使った料理と、日本酒、焼酎・泡盛、日本ワインそれぞれの日本産GI酒類をペアリング体験させ、好評を博した。

(セミナーの様子)



46 ビジネスマッチングの取組

日本産酒類の海外における認知度の向上を図るとともに、海外における新市場開拓のきっかけを構築するため、海外大規模見本市への出展や海外における商談会を実施し、国内の酒類業者と海外のインポーター等との間のビジネスマッチングの機会を提供。

Imbibe Live 2018

【事業概要】

- ・平成30年7月に開催した英国最大級の酒類見本市「Imbibe Live2018」において、日本産酒類プロモーションブースを設置した。
- ・参加を希望した日本産酒類の製造者等20者（清酒15者、ワイン2者、泡盛2者、梅酒1者）の出展を支援し、現地のインポーター等と商談を実施した。
- ・ブース内のセミナースペースにて、日本産酒類の多様な飲み方を提案するため、「現地料理と日本酒のペアリングセミナー」及び「日本酒と泡盛を使用したカクテルのデモンストレーション」を実施した。



(ブースの様子)



(カクテルデモンストレーション)

ProWein2018

【事業概要】

- ・平成30年3月にドイツで開催した世界最大の酒類見本市「ProWein2018」において、日本産酒類プロモーションブースを出展した。
- ・参加を希望した日本産酒類の製造者等25者（清酒18者、ワイン1者、流通6者）が各国から訪れたインポーター等と商談を実施した。
- ・ブース内にて、日本酒造組合中央会や欧州の日本酒専門家等を講師としたセミナーを実施した。



(ブースの様子)



(試飲・商談の様子)

47 海外の日本産酒類専門家育成事業

平成31年1月28日から31日にかけて、海外市場で影響力や情報発信力のある海外の酒類専門家9名を、米国、中国、シンガポール等7か国から招聘し、酒蔵の視察や酒類総合研究所によるレクチャーを実施。

この事業は、海外の酒類専門家の日本産酒類に関する専門的知識の向上を図り、海外における情報発信や、現地の酒類業界への教育、さらには販路拡大してもらうことで、日本産酒類の認知度の向上や、更なる輸出拡大につなげることを目指すもの。

平成31年度は日本酒に加え、焼酎についても実施予定。

酒蔵視察

山形県、群馬県及び広島県の酒造組合の協力の下、6場の酒蔵を巡り、杜氏等による製造工程の解説や、きき酒研修を実施。

「蔵元と直接話したり、日々の醸造を見学できる機会はないため、よかった」等の声が聞かれた。



レクチャー

酒類総合研究所による技術的観点及び官能評価の講義と、農学博士による、日本酒と食文化の歴史の変遷に関する講義を実施。

知識の深化に効果的であったとの評価を受けた。



ペアリング・意見交換会

JETRO、酒造組合、地方自治体との共催による地酒と地元食材を使ったコース料理とのペアリング研修等も実施。

牡蠣をはじめ、うまみの強い食事との相性がよいとの評価を受けた。



48 駐日外交官等酒蔵ツアー

平成31年2月13日、米国、韓国、中国等、10か国から17名の駐日外交官等が東京都青梅市の酒蔵を訪問。

酒蔵の見学を通して日本酒の製造工程を知るとともに、きき酒や料理とのペアリング体験により、日本酒の理解を深めることで、各国外交官に自国等で日本酒の魅力を発信してもらうなど、国際的な認知度を高めることが目的。

当事業は、国税庁及び日本酒造組合中央会の共催により、訪問酒蔵の協力を得て、平成26年度から実施しており、今回開催分を含め、これまで74名の各国外交官等が参加。

製造工程等に関するレクチャー

日本酒の製造工程についての映像を視聴した上で、現地にて酒蔵からのレクチャーを実施。

日本酒の歴史やワインとの違いなどについて質問がなされ、活発な質疑応答がなされた。



(講義の様子)

酒蔵見学・きき酒体験

酒蔵の内部や仕込み水などを実際に見ながら、日本酒の製造工程等について学習。

その上で、3種類のタイプの違った銘柄を使ってきき酒体験を実施するとともに、数種類の日本酒と料理のペアリングを実施。

外交官からは「自国では飲んだことがなかったが、シーフードと一緒に楽しみたい」「自国でも日本酒に関する情報発信を図りたい」等の感想が聞かれた。



(酒蔵見学の様子)



49 ジャパン・ハウスにおけるプロモーション

平成31年2月21日から23日、ジャパン・ハウス・ロンドンで、日本酒のPRイベントを実施。

この事業は、英国ロンドンにおいて実施されているJFOODO事業「SAKE WEEK」に併せ、キーディッシュと日本酒のペアリングを訴求することで効率的なPRを実施することを目的としたもの。

※「SAKE WEEK」とは、JFOODOの実施する日本酒PRイベント。ロンドンにおいては、2月22日～3月3日で開催。現地でイベント参加飲食店を募り、期間限定メニュー(キーディッシュ)を設定させ、当該メニューを注文した客に対して、日本酒1杯を無償で提供する取組。



(イベント概観の様子)

消費者向けセミナー

国税庁より、日本酒の製法・特徴について紹介後、現地の酒サムライ2名を招き、トークセッションを実施。その後実際に日本酒を試飲しながら意見交換を行った。130名が事前登録の上参加。

さらに興味のある方へはマスタークラスを実施。



(トークセッションの様子)

ビジネス向けセミナー

現地の日本酒の取り扱いを検討している事業者に対して、主成分の異なる日本酒を飲み比べさせ、香りの違いを学ばせた。

キーディッシュとのペアリングも実施することで、現地の消費者への訴求の幅を広げさせた。



(セミナーの様子)

試飲・ペアリング体験

ジャパン・ハウスへの一般客に対して、試飲体験イベントを3日間実施。併せて、チーズ・プロシュート等の食材とのペアリングを試させた。3日間累計で1882名が試飲体験を行い、高評価を得た。



(グランドカウンターの様子)

50 GI 日本酒シンポジウム

東北産日本酒の輸出やインバウンド消費の拡大に向けた取組として、「IWC2018(日本酒部門)」の山形県開催に併せて、平成30年5月12日(土)に「GI日本酒シンポジウム」を開催した。

シンポジウムでは、有識者による基調講演に加え、造り手、売り手、飲み手を代表する多彩なパネリストが「東北産日本酒の世界展開」をテーマにパネルディスカッションを実施。

また、シンポジウムの後には、参加者が東北産日本酒の銘柄毎に異なる味や香りといった個性を体感できるように試飲会を行い、東北産日本酒の魅力を紹介した。

○シンポジウム参加者 (211名)

IWC関係者、酒造組合・自治体等関係者、仙台国税局管内の日本酒製造者、輸出酒類卸売業者 など

パネルディスカッションの様相



○パネルディスカッション出席者

コーディネーター：田崎真也氏 (日本ソムリエ協会会長)

パネリスト：大橋健一氏 (マスターオブワイン)

飯田永介氏 (日本名門酒会本部長)

仲野益美氏 (出羽桜酒造(株)代表)

Yoshiko Ueno-Muller氏 (ドイツの日本酒市場有識者)

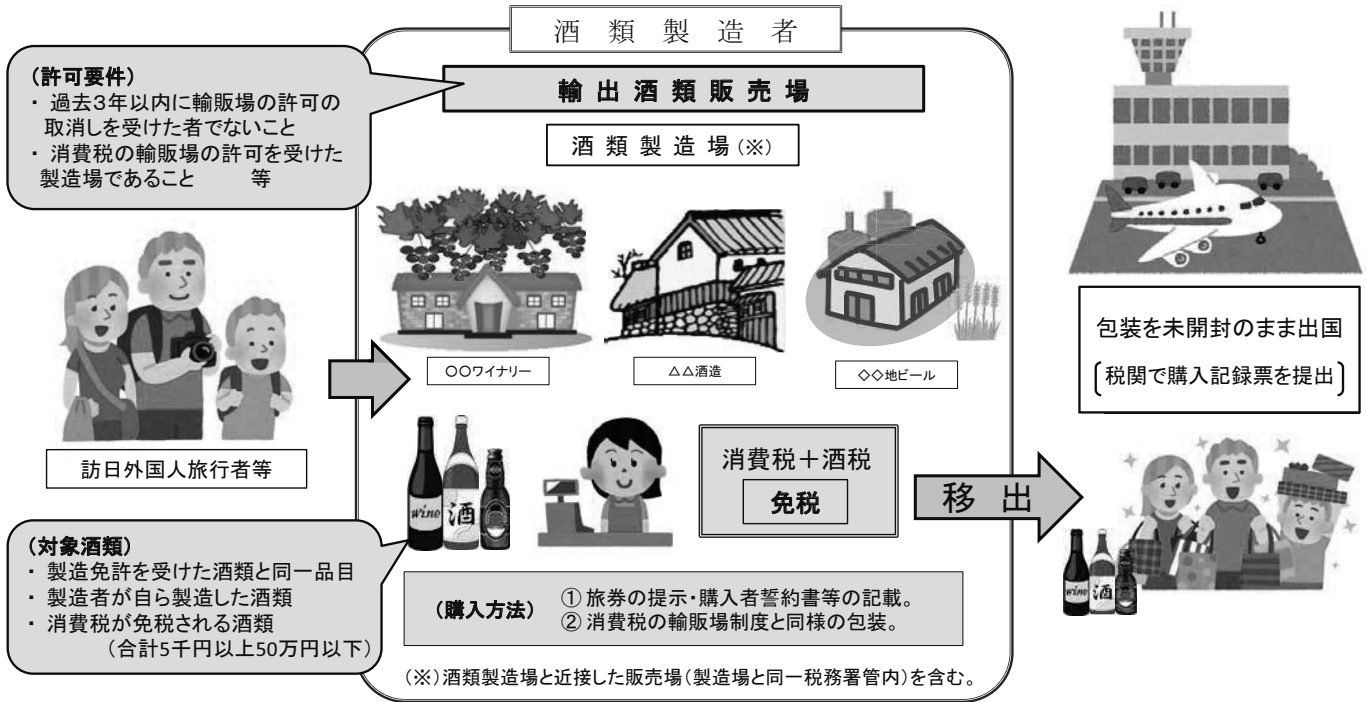
東北産日本酒の試飲会



51 酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

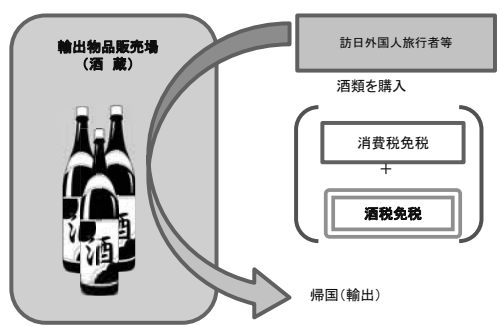
酒蔵ツーリズムにおける酒税免税制度

○ 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除する。



○ 酒類製造者が輸出酒類販売場の許可を受けた酒類の製造場において、自ら製造した酒類を訪日外国人旅行者等に対し、一定の手続の下で販売した場合には、消費税に加えて酒税を免除(平成29年10月1日施行)

○ 平成30年10月1日における許可件数は145件



都道府県	許可件数	都道府県	許可件数	都道府県	許可件数	都道府県	許可件数
北海道	2	長野県	1	滋賀県	2	香川県	4
青森県	0	千葉県	3	京都府	2	愛媛県	7
岩手県	4	東京都	2	大阪府	0	高知県	2
宮城県	1	神奈川県	2	兵庫県	8	福岡県	3
秋田県	0	山梨県	3	奈良県	1	佐賀県	1
山形県	3	富山県	0	和歌山県	1	長崎県	4
福島県	2	石川県	2	鳥取県	4	熊本県	2
茨城県	1	福井県	2	島根県	0	大分県	4
栃木県	1	岐阜県	1	岡山県	3	宮崎県	3
群馬県	7	静岡県	3	広島県	26	鹿児島県	15
埼玉県	0	愛知県	2	山口県	1	沖縄県	6
新潟県	2	三重県	1	徳島県	1	全国計	145

日EU・EPA（ワイン）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や日本ワインの輸入規制撤廃、日本GIの保護により、日本ワインの競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

EUへのワイン輸出量（平成30年）：9KL、15百万円

関税

- EU側
 - ・ ボトルワイン：0.154ユーロ/L（約20円）
※アルコール度により異なる。14度の場合を例示
 - ・ スパークリングワイン：0.32ユーロ/L（約41円）
- 日本側
 - ・ ボトルワイン：67円～125円/L
 - ・ スパークリングワイン：182円/L

非関税措置

EUは補糖量など独自の基準を定めているため、国際的なルールを踏まえて定義した日本ワインであっても輸出ができない

- EUワイン醸造規則に従って製造されたもののみが流通可能
⇒ 気候・風土の相違等により、ほとんどの日本ワインはEUワイン醸造規則を満たすことが困難
＜主なEUワイン醸造基準＞
 - ・ 補糖量（2.5%～5%以下に制限）、補酸量（2.5g/L以下に制限）
 - ・ ブドウ品種（ワインフェラ種及びそのハイブリット種に限定）
※ ウィンフェラ種とは、シャルドネ、メルロー等

- EUワイン醸造規則に従っている旨の証明書の添付の義務
⇒ 証明書取得の金銭的、時間的な負担

- ・ 輸出するロットごとに証明書の添付義務
- ・ EU登録機関（独立行政法人酒類総合研究所）が業者から醸造に関する書類や分析用ワインを受け取り、証明書を発行
※ 証明書発行手数料：1ロットにつき27,100円

地理的表示（GI:Geographical Indication）

日本が指定したGIはEUでは保護されない

- ※ ワインでは「山梨」を指定済み

ワイン添加物

日本でワインに使用できる添加物が、EUでは承認されていない

発効後

EU側 ワインの関税を即時撤廃

日本側 ワインの関税を即時撤廃

EU仕様で製造しなくても、多くの国内向け日本ワインをそのまま自己証明を付して輸出できるようになる

- EUは、日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒）の醸造方法を容認
⇒ EUワイン醸造規則によらず、日本ワインであれば輸出可能
※ 「日本ワイン」は、国税庁が「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく「果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月国税庁告示第18号）」により定義

- 業者の自己証明を導入

⇒ 金銭的、時間的な負担を大幅に軽減

- ※ 日本ワインの名声保護や証明書の偽造防止等の観点から、酒類総研が自己証明が適切に行われていることを確認

酒類GIの相互保護によりGI「山梨」のEU域内での保護を確保

⇒ 模造品等の流通が防止され、ブランド価値向上が期待できる

- ※ 日本側もEUのGI（「シヤンパン」、「ボルドー」等189名称）を保護（日本の業者にとつての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

主要なワイン添加物について、EUそれぞれが申請手続きを開始

- ⇒ 国内ワイン業者にとつても、EUで承認されたワイン添加物が使用できるようになると期待（日本側25品、EU側28品。日本側は国税庁がEU企業に代わり厚労省に承認申請）

日EU・EPA（清酒・焼酎）

【平成31年2月1日発効】

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等比べてEU向けは少ない
 ※清酒の輸出量（平成30年）：25,747KL、22,232百万円
 （内EU向け：1,809KL、1,334百万円）
 ※焼酎の輸出量（平成30年）：2,195KL、1,530百万円
 （内EU向け：33KL、33百万円）

関税

EU側 ・清酒：0.077ユーロ/L（約10円）
 （焼酎は無税）
日本側 ・清酒：70.4円/L
 ・焼酎：16%（従価税）

地理的表示 (GI: Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
 ⇒ 日本以外の他国で製造された清酒 (sake) であっても日本酒と称して販売することができる

※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」（日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒）を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 ※ 焼酎では「宮崎」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制

⇒ EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
 ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶（720ml）や一升瓶（1,800ml）

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側 清酒の関税を即時撤廃

日本側 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃（段階的撤廃）

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保

⇒ GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される

※ 日本側もEUのGI（「シャンパン」、「ボルドー」等189名称）を保護（日本の業者にとつての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める）

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和

⇒ 単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能